

放課後児童クラブの充実を求める意見書

共働きやひとり親家庭が増え、女性の就業率が増え続ける中、放課後児童クラブの需要は今後も増加が続くと見た政府は、放課後児童クラブの受け皿を30万人増の152万人にするという目標を掲げ、2019年度から2023年度の5か年を対象とする「新・放課後子ども統合プラン」を策定したところである。

現代の子どもたちは、様々な制約の中での生活を強いられている。昔は学校が終われば子どもたち同士声を掛け合って自由に遊び、大人たちがそれとなく見守るといふ、守られた環境で家に帰るまでの時間を過ごす事が出来ていた。

放課後児童クラブは現代における子どもたちの第三の居場所。子どもの数は減るものの、需要は増える一方である。放課後、違う学年の子どもたちと一緒に遊んだり、宿題をしたり、共同生活をする中で社会での様々なルールなどを身につけるとともに、子どもの主体性や創造性を育む重要な居場所となっている。小学校までは将来生き抜くための基礎である「五感」をしっかりと鍛える生活の場というものがどうしても必要であるが、現代社会においてその場はどんどん少なくなっている。

このような状況の中で、子どもたちが放課後活発に過ごせる「第三の居場所」での生活の重要性を認識し、学童保育の充実を図る為、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 放課後児童クラブ運営を行うための十分な支援員体制と給与体系の確立 支援員は短時間勤務。施設毎の給与体系も異なり給与が不十分で、十分な人員確保が困難。これが施設の運営悪化、待機児童の発生に繋がっている。放課後児童支援員が十分な収入を得られるように、補助率のかさ上げ、給与体系の確立を含め、人員確保に向けた更なる処遇の改善や働きやすい環境の整備などについて早急に検討すること。
- 2 放課後児童クラブを開設・運営しやすい交付金制度の見直し施設設備についての国の交付基準額の増額や、保育園などの社会福祉法人等が整備する場合の補助率の拡充を図るとともに、改修や修繕にも柔軟に対応できるよう、交付金の見直しを行うなど、市町村において放課後児童クラブの充実に向けた取り組みが進むよう、制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年3月16日

島根県議会

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

新型コロナの感染拡大から1年半を超えたが感染の収束のめどはたたず、中小零細企業

を中心に大きな打撃を受けている。また、景気の悪化で失業や労働時間削減に追い込まれているのが、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスで働く労働者となっている。

この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2021年改定の地域別最低賃金は、最高の東京で時給1,041円、島根県では824円、最も低い県では820円に過ぎない。毎日8時間働いても年収140万～180万円である。最低賃金法第9条第3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、島根県と東京都では、同じ仕事でも時給で217円もの格差がある。

若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでている。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

そのために、最低賃金を抜本的に引き上げるとともに、全国一律制をめざし地域間格差の是正をはかることを要望する。以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求める。

記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金を抜本的に引き上げるとともに、全国一律最低賃金制度をめざし地域間格差の是正をはかること。
2. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月16日

島根県議会